

千葉県水道局中期経営計画進行管理方針
〔平成 23 年度外部評価（総括評価）〕

1 趣旨

本方針は、「千葉県水道局中期経営計画（平成18年2月策定）」（以下「計画」という。）に基づき実施した施策・事業（以下「施策等」という。）について、計画の期間満了を受けて、その実績等の総括的な評価を行おうとするものであり、施策等の内容と実績等の評価結果を分かりやすく公表することにより、お客様への説明責任を果たし、お客様の水道に対する理解や協力を深めることにつなげることを目的とする。

なお、本方針は、計画に定める実施機関及び内部評価機関による「内部評価」と、第三者評価機関による「外部評価」により実施されるものであるが、ここでは外部評価の進行管理方針について定めるものとする。

2 進行管理体制

総括評価における進行管理は、下記の評価体制により行うものとする。

（1）内部評価

施策等担当課が施策等の実施状況等の自己評価を行い、政策調整会議において当該自己評価に対する評価を行う。

（2）外部評価

第三者評価機関は、学識経験者、ライフライン、消費者代表及び大口需要者等の有識者により構成された評価機関（以下「外部評価委員会」という。）とし、内部評価結果の評価を行う。

3 評価対象

原則として、中期経営計画の基本目標を達成するため、主要施策のもとに実施する重点推進事業を対象とする。

4 評価区分

評価は、これまで各年度における施策等実績を評価した「施策評価」を含め、5か年間の実績等を「総括評価」として総括的に評価する。

このため、平成22年度実施分の施策評価は行わないものとする。

5 評価項目と評価の視点

評価に当たっては、内部評価における各項目の評価の妥当性を評価項目として設定する。

評価の視点は下表のとおり設定する。

評価項目	評価の視点
「5か年間の取組、達成状況、成果」、「今後の進め方」についての評価の妥当性	内部評価が適切かつ十分に行われているか

6 評点

施策評価及び総括評価における外部評価の評点は、下記により行うものとする。

- A：妥当である
- B：概ね妥当である
- C：不十分である

7 総括評価の作業

「進行管理方針〔内部評価〕」により作成した別紙様式 - 1「総括評価調書」、別紙様式 - 2「総括評価調書（基本目標別）」に基づき内部評価結果の評価を行う。

8 各作業の実施時期

作業項目	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
担当課における施策評価調書の作成 (3か年間の実施状況の把握・自己評価)				■																																
担当課作成の施策評価調書に対するヒアリング							■																													
総務企画課(政策室)による施策評価調書 (基本目標別)の作成										■																										
政策調整会議(内部評価機関)による評価及び 評価結果まとめ													■																							
外部評価委員会開催 (外部評価の実施(2回程度開催))																■																				
外部評価を踏まえた局内の方針決定																			■																	
外部評価委員会開催 (評価最終確認)																						■														
評価結果の公表																																				

9 評価結果の活用

評価結果については、公表するとともに、予算編成や計画の見直しなどにおいて、積極的に活用する。